

第9 農政部が所管する債権・損失補償契約

1. 農業構造政策課 I：農業改良資金貸付金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

農業改良資金特別会計—4款：諸収入—2項：貸付金元利収入—1目：農業改良資金貸付金元利収入—1目：元金

イ. 担当部署

農政部 農業構造政策課 農業金融係

ウ. 債権の発生原因と種類

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。）附則第2条第1項の規定に基づき群馬県が貸し付けた貸付金（私債権）

エ. 債権の内容

農業経営の改善を目的とした農業者への貸付金である。当該制度による最後の新規貸付は平成19年度。平成22年10月1日から、貸付主体が都道府県から株式会社日本政策金融公庫へと変更になったため、現在は県が直貸する農業改良資金貸付金制度による新規貸付はない。

オ. 時効期間

10年（民法第167条1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
12,998,000円	0円	420,000円	0円	12,578,000円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成18年度	1,201,000円	1件	1人
平成19年度	1,311,000円	1件	1人
平成20年度	2,093,000円	2件	2人
平成21年度	3,882,000円	2件	2人
平成22年度	2,571,000円	1件	1人
平成23年度	59,000円	1件	1人
平成24年度	1,260,000円	2件	1人
平成25年度	201,000円	1件	1人
合計	12,578,000円	11件	10人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

当初調定は、回議用紙で決裁を受けた後に調定回議書を作成し、調定回議書の決裁終了後、債務者に納付書を送る。群馬県の財務会計システムから出力される納付書は、農業構造政策課農業金融係で作成する。上記1(1)エで記載

したとおり、制度変更により、現状新規貸付はなく、毎年繰越調定を行っている。

＜調定・戻入の際の納期限の設定状況＞

繰越調定の納期限：当初の約定償還日が納期限となる。

＜適時・適切に回収できない理由＞

債権回収できない理由：経営が苦しいため。

エ．不納欠損処理の状況

該当なし。群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領の第12で不納欠損の時期について記載されている。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア．管理体制

＜債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況＞

農業資金償還等延滞者一覧や農業改良資金滞納状況をエクセル等で作成し管理している。

＜情報システム等による管理運用状況＞

当該情報はシステム上アクセス制限されており、農業構造政策課農業金融係のみが入れるサーバーに保管されている。また、各ファイル自体もパスワード管理している。

＜担当者の権限分配の状況＞

農業金融係は3名いるが、そのうちの2名で債務者に関する情報を共有している。

イ．債務者に関する情報の収集

＜債務者について収集・保管している情報＞

名称・住所・電話番号・家族構成・勤務先・保証人の有無

＜調査の方法と頻度＞

債務者（保証人）と連絡がついた時に聞き取りして、変更の有無を確認。住民票は住民基本台帳法37条1項に基づき調査できる。戸籍は戸籍法第10条の2第2項に基づき調査できる

＜債務者との通信・面談＞

債務者との通信記録・面談記録はある。三人の債務者との通信記録・面談記録を閲覧し、時系列で必要事項が漏れなく記載されていることを確認した。なお、一人の債務者との面談記録を閲覧したところ、2年半ほど面談記録が途切れていた。少なくとも年に1回は債務者を訪問し、現況を確かめるべきであると考えます。

ウ．消滅時効の管理状況

＜起算点・時効期間の管理状況＞

時効の起算点は当該債権の担当部門である農業構造政策課農業金融係作成の「農業改良資金滞納状況」に明示されており、また債務者との面談記録である「対応記録」を閲覧した結果、時効完成に近いものはなく、時効期間の管理

は適切に行われていると考える。

< 中断措置の有無・方法 >

該当なし。

< 時効完成後の対応 >

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

< 実施方法・頻度 >

3人の債務者との通信記録・面談記録を閲覧した結果、1人については、2年半ほど面談記録が途切れていた。少なくとも年に1回は債務者を訪問し、現況を確かめるべきであると考ええる。

電話・手紙のみで対応しているケースはなかったが、1人の債務者に関して、連帯保証人が定期的に納付してくれるため、債務者本人とは約10年連絡を取っていない事案があった。但し、このケースでは連帯保証人も高齢であるため、なるべく早い時期に債務者本人の所在をつきとめる必要があると考える。

< 延滞金等 >

違約金については、その時点での概算額を計算し把握しているが、元金が完済しないと、正確な金額が確定しないため、調定はなされていない。元利金の受領がなくても算定しているが、元金返済が優先なので、調定は行っていない。

< 督促状の記載 >

不適切な記載等はなかった。私債権のため、行政不服申立の教示はない。

イ. 督促に応じない場合の措置

< 強制執行等の実施状況 >

法的手段による回収（強制執行）は実施していない。

< 法が用意した手段の活用状況 >

該当なし。

< 任意的手段の活用方法 >

催告・納付相談・誓約書の徴求を行っている。

ウ. 財産調査の実施状況

< 債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況 >

債務返済能力を把握する情報は、貸付当初に本人に出してもらっている書類のみとのこと。なお、当該債権の当初貸付日は平成9年度・平成12年度・平成13年度であり、当該書類は「群馬県文書管理規程」第39条でいう保存期間5年の文書に該当することと、既に廃棄されている。事後的な債務者の財産調査は実施していない。

< 債務者でない者への財産調査実施の有無 >

実施していない。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

< 連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況 >

連帯保証人にも請求している。但し、請求はしても、実際に連帯保証人からの回収にこぎつけているケースは3件中1件のみ。連帯保証人との間でトラブルになったケースはない。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

戸籍謄本をとっていないので、相続人の情報は保有していない。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

債権回収が困難な場合の方針・基準は、「群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領」において、同要領に定める債権の保全及び回収を行ってもなお償還されない場合や地方自治法等の規定に該当する場合の記載あり。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

「群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領」に、支払猶予・免除・債権放棄等に関して記載あり。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

利用実績なし。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【時効完成前に貸付決定時の書類が廃棄されていたこと（意見61）】

＜結論＞

文書の保存期間を見直すか、保存期間延長の措置を採る基準を設定すべきである。

＜理由＞

当該債権の関連書類は「群馬県文書管理規程」第三十九条でいう保存期間5年の文書に該当するとのことで、保存期間が経過し既に廃棄されている書類があった。しかし、関連書類は後日訴訟等になった場合に証拠書類等で必要になる可能性もあり、債権管理上も後日関連書類を見返すケースもあると思われる。したがって、時効が完成していない債権に関しては、関連書類の保存期間の見直しや保存期間の延長措置を採る基準を設定すべきである。

もっとも、本資金は日本政策金融公庫に移管され、今後、本資金移管する関係文書が発生する見込みは少ない。また、過年度発生の関係文書で、現在も残っているものについては、保存期間延長の措置をして保存を継続しているとのことであり、当該債権の管理について、今後、不都合が生じる可能性は少ない。

むしろ、上記意見は、単に今後の当該債権の管理のためというよりも、県のより広範囲の事務執行に影響し得ることとして、形式的に適用すると不都合が生じる保存期間の規程の見直しの必要性について問題提起する趣旨である。

イ. 【延滞が発生した後に債務者の財産調査を実施していないこと（意見62）】

＜結論＞

債務者の財産調査を実施すべきである。

＜理由＞

債務者の財産調査を実施しないと、当該債権を今後も回収するのか、あるいは債権放棄するのか等の適切な判断を行うことができない。したがって、債務者の債務返済能力を適切に評価するために、債務者の財産調査を実施すべきと考える。

ウ．【督促や催告を繰り返しているだけで、それ以上の手段は講じられていないこと（意見63）】

＜結論＞

督促や催告を繰り返すだけではなく、債務者の債務返済能力を適切に評価した上で、「群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領」に記載されている法的手段による回収や債権放棄等も考慮すべきである。

＜理由＞

返済が滞っている場合に、督促や催告を繰り返すだけでは、滞納額が一向に減らない。債権回収に割ける人的資源に限りがある以上、回収可能な債権は回収し、回収不可能な債権は放棄して、債権額を減らす努力が必要と考える。

ただし、現状では、長期延滞債権について、債権回収の基本方針を示す債権管理条例等が存在しないため、担当部署の判断だけでは、督促や催告を超えた手段の実施は困難とも考えられるので、全庁的課題として取り組む必要もある。

エ．【債務者への定期的な訪問が実施されていない（意見64）】

＜結論＞

債権回収においては、債務者の最新の情報を把握する必要があるため、債務者を定期的に訪問し、債務者との面談を実施すべきである。

＜理由＞

債務者のもとを定期的に訪問することで、住居や保有車を確認することで、債務者の最新の財産状態を把握できる。さらに訪問することで、債務者の債務返済への意識を高められるという効果もあり、また最新の財産状態を把握し回収困難と判断すれば、徴収の停止等の緩和策も取れるため、債務者への定期訪問を実施すべきと考える。

オ．【連帯保証人からの回収が適時適切に行われていない（意見65）】

＜結論＞

債務者本人からの返済が遅滞している場合には、連帯保証人からも積極的に回収を図るべきである。

＜理由＞

債務者本人からの返済が遅滞している場合、連帯保証人も当然に返済義務を負うものであり、また、連帯保証人が代位返済すれば、当然債務者本人に求償権を行使するはずであり、結果として債務者本人への返済への意識も高めることができると思う。

カ. 【債務者と長期にわたり連絡が取れていない事案があること（意見66）】

<結論>

債務者本人とは定期的に連絡を取るべきである。

<理由>

連帯保証人が定期的に納付してくれるため、債務者本人とは約10年連絡を取っていない事案があった。但し、このケースでは連帯保証人も高齢であるため、連帯保証人に万が一のことがあり、仮に保証債務の相続がなされない場合には、債務者本人からの返済しか望めなくなるため、なるべく早い時期に債務者本人の所在をつきとめる必要があると考える。

2. 農業構造政策課Ⅱ：損失補償契約

(1) 損失補償契約の概要

ア. 損失補償契約の相手方

①公益社団法人全国農地保有合理化協会、②前橋市農業協同組合

イ. 損失補償の発生事由

①公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益財団法人群馬県農業公社に担い手支援資金を融通することについて、公益社団法人全国農地保有合理化協会が損失を受けた場合

②前橋市農業協同組合が公益財団法人群馬県農業公社に農地売買等事業資金を貸付けることについて、前橋市農業協同組合が損失を受けた場合

ウ. 損失補償支払が生じた場合の求償権発生の有無

①生じる。群馬県が損失額の補償をしたとき、公益社団法人全国農地保有合理化協会から公益財団法人群馬県農業公社に対する債権が群馬県に譲渡される。

②生じない。群馬県が損失額を補償したとき、前橋市農業協同組合は公益社団法人群馬県農業公社から債権の回収を行い、群馬県に損失額（債権行使の費用を控除）を納付する。

エ. 未収金利の取扱い

①損失補償の対象となる。利率は10.95%

②損失補償の対象となる。利率は11.0%

(2) 補償実績

ア. 平成29年度の損失補償限度額と補償債務残高の発生年度別内訳

年度	損失補償限度額	補償債務残高
平成28年度	100,000,000円	3,788,272円
平成29年度	100,000,000円	8,560,000円

イ. 過去5年間の損失補償支払額の推移

該当なし。

(3) 損失補償の判断基準

ア. 要件・効果を明確化した内規の有無

農地売買等支援事業実施要綱、群馬県農地集積・集約化対策事業費補助金交

付要綱が整備されている。

イ．損失補償限度額や補償対象の適否の判断方法

公益財団法人群馬県農業公社の事業実施計画書に基づいて判断されている。

(4) 県の資金の預託・貸付について

県は、当該損失補償契約に関して、金融機関等への県の資金の預託や貸付を行っていない。預託や貸付がなく、損失補償支払いも生じないにもかかわらず、県が損失補償契約をする理由は、公益財団法人群馬県農業公社が資金を借り入れるにあたり、担保となり得る資産等を保有していないためである。そのため、金融機関等から融資を受けるに当たり、県と損失補償契約を結んでいる意義がある。

(5) 損失補償が発生する可能性のモニタリング

損失補償を行う事由が発生する可能性につき継続的にモニタリングは行われていた。その方法・頻度は、毎月の資金状況、四半期ごとの事業実績及び年2回の損失補償契約に係る貸付金の残高状況の報告を受け、確認するというものであった。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

該当なし。

3. 技術支援課：汚泥流出防止費用及び道路復旧費用償還請求権

(1) 債権の概要

ア．歳入科目

14款：諸収入－6項：雑入－5目：雑入－1節：雑入

イ．担当部署

農政部 技術支援課 農業環境保全係

ウ．債権の発生原因と種類

民法に規定する事務管理に要した費用及び関連する訴訟費用の償還請求権（私債権）

エ．債権の内容

- ・債務者の原因により発生した汚泥流出により被害を受けた道路の復旧費用
- ・汚泥の流出防止のために実施した被覆工事費用
- ・上記の費用償還請求訴訟に要した費用

債務者は、肥料取締法第22条第1項に係る特殊肥料の生産を行うとしていたが、実際には、特殊肥料生産のためとして、大量の動植物性食品の残渣等を搬入し、積み上げていた。この残渣等にはビニール等の異物が多量に混入しており、それが降雨により浄水場へ流れ込み、下流住民の飲水の水質汚染の恐れが

あった。このため、汚泥・汚水の流出防止工事の施工を指示したが、実施されず、県及び安中市が2度にわたり流出防止工事を行った。これに要した工事費用を民法697条「事務管理」を根拠に求償したものが本債権である。

オ. 時効期間

10年（旧民法第167条1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
25,077,490円	0円	0円	0円	25,077,490円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	調定人数(債務者数)
平成11年度	24,963,750円	1人	2件
平成21年度	113,740円	1人	1件
合計	25,077,490円	2人	3件

注1) 平成11年度の調定額の内訳

- ・平成10年度実施の緊急応急工事原因者負担金 15,981,000円
- ・平成11年度実施の雨期対策工事原因者負担金 8,982,750円

注2) 平成21年度の調定額は、注1)の償還請求権の債務名義の取得にかかる訴訟費用である。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

毎年繰越調定を実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納付書には当初の納期限を記載している。

<適時・適切に回収できない理由>

債務者は、過去に県内の不動産業者への監禁致傷及び傷害の疑い及び恐喝未遂の疑いで逮捕されたことがある。威圧的な言動をするため、学事法制課行政暴力対象者として対応中であり、地元警察からも直接接触しないよう指導されていることから、なかなか回収出来ない。

エ. 不納欠損処理の状況等

該当なし。

(3) 債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

債権管理簿はエクセルで作成している。

<情報システム等による管理運用状況>

債権は1人の債務者に対するもののみであり、平成21年から動きもなく、特に複雑な管理運営はない。

<担当者等の権限分配の状況>

2人で分担している。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

名称、住所、電話番号、勤務先、所有不動産

<調査の方法と頻度>

本債務者とは、事情により、A市を通じて確認している。

<債務者との通信・面談>

納入通知書を発送している。面談記録は、別の要件で記録あり。面談記録等を閲覧したが、特に問題事例はなかった。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

平成21年9月11日、前橋地裁において、工事費の支払いを求める訴訟で全面勝訴が確定した(2496万3750円)。判決の確定から10年(平成31年9月10日)に時効の完成となる。1人の債務者に対する債権のみであることから、特に管理簿において時効期間の管理は行っていない。なお、上記債権に対する訴訟費用11万3740円は、平成22年2月19日に訴訟費用が確定していることから、平成32年2月18日に時効の完成となる(上記債権にかかる督促が有効である場合には、平成32年4月29日が時効の完成となるが、有効とならない可能性もある)。

<中断措置の有無・方法>

前述のとおり、平成21年3月17日に前橋地方裁判所に工事費の支払いを求める訴訟を提訴し、時効の中断を行った。

<時効完成後の対応>

時効が完成した債権はない。

(4) 債権(収入未済額)の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

納税通知書を毎年発送している。財産調査については同様の債権を持つA市に確認している状況である。

<延滞金等>

違約金の算定・徴収は実施されていない。

<督促状の記載>

訴訟費用のみ督促を実施した。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

財産調査が完了次第、実施することもあり得る。

<法が用意した手段の活用状況>

該当なし。

< 任意的手段の活用方法 >

該当なし。

ウ．財産調査の実施状況

< 債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況 >

年内に財産調査が完了予定である。

< 債務者でない者への財産調査実施の有無 >

該当なし。

エ．債務者本人以外の者へのアプローチ

< 連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況 >

該当なし。

< 債務者死亡後の相続人対応の実施状況 >

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア．債権回収の困難性の判断方法

基準等は特になし。

イ．債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

処理方針の定めは特になし

ウ．法が用意した制度の利用状況

該当なし。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

ア．平成23年度の指摘事項

過去の経費請求の経緯記録を閲覧した結果、何も記載がない年度があった。平成13年4月を最後に、原因者に対して請求書を送付した後、平成20年9月に請求書を送付するまでの間、およそ7年間について県は、原因者に対して請求手続を実施していないのではないかと思われる。実際には、請求手続を実施しているのかもしれないが、実施しているのであれば、どのような請求手続を実施してどのような結果であったかについて、記録として残すことが必要である。

イ．改善措置の状況等

これを受けて、平成23年以降は債権管理簿を作成し、納入通知書発送の有無を記載するようになっている。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

該当なし。

4. 農村整備課：建設工事請負契約に関する前払金余剰額に対する返還利息

平成29年度中に1万1806円の不納欠損処理があり、同年度末残高は0となった。同年度末残高が0であっても、同年度中に不納欠損処理がされたものは

ヒアリングや詳細調査の対象としているが、本債権の場合、金額があまりにも僅少であり、アンケート結果等を検討したところ、債権の性質上も特に質的重要性を想起させるものではなかったため、ヒアリング等を割愛した。